

令和 2 年 1 月 7 日

第 7 3 期司法修習生 各位

事務局総務課庶務第二係

交通機関が運休等となった場合の登庁等について（事務連絡）

震災、台風等の災害及び計画停電等の影響により、通常利用する交通機関で登庁等することが困難な場合、裁判修習中の取扱いは下記のとおりです。各事項に留意して適切な対応をしてください。

なお、交通事情の混乱が予想されるので、事故等には十分注意してください。

おって、取扱いに疑義や不明な点がある場合は、個別に当係に相談してください。

記

1 災害により交通機関が運休した場合

交通機関の復旧を待ってください。ただし、あらかじめ終日復旧しないことが分かっている場合、または、復旧しないことが判明した場合は、登庁できないことを総務課庶務第二係（以下「係」という。）に連絡してください。

2 計画停電等により通常利用する交通機関が運休した場合

(1) 代替方法による登庁が可能な場合

徒歩又は他の交通機関（以下「代替方法」という。）により登庁することが可能であり、代替方法によることが社会通念上不合理でないと認められる場合には、代替方法により登庁してください。

代替方法が通常の通勤経路より時間を要するため 9 時 20 分以降の登庁となる場合は、係に連絡してください。

(2) 代替方法による登庁が困難な場合

代替方法がない又は代替方法によることが社会通念上不合理と認められる場合は、係に連絡の上、交通機関の復旧を待ってください。ただし、あらかじめ終日復旧しないことが分かっている場合、または、復旧しないことが判明した場合は、登庁できないことを係に連絡してください。

3 交通機関が復旧した場合

- (1) 交通機関が復旧して、登庁が可能となった場合は、直ちに登庁してください。
- (2) 交通機関の復旧後直ちに登庁しても、裁判所に到着するのが午後1時以降になる場合は登庁しないことが認められますので、その旨を係に連絡してください。

4 帰宅が困難になることが予想される場合

災害等により、交通機関の途絶等が予想され、帰宅が困難になることが予想される場合は、裁判所から裁判官及び一般職向けに指示が出る場合があります。修習生も指示内容に該当する場合は、配属部の部総括裁判官の了解を得て、一般職と同様に対応して差し支えありません。

計画停電等で代替方法による帰宅が困難な場合は、早退が認められますので、係に連絡してください。

なお、計画停電等で登庁及び帰宅時の交通機関の運休等により遅刻及び早退をしなければならず、そのため1日の修習時間が4時間未満になると見込まれる場合も登庁しないことが認められますので、係に連絡してください。

5 登庁後の手続について

- (1) 午前9時20分以降の登庁となった場合

登庁後、速やかに「遅参届」を係に提出してください。

- (2) 終日登庁できなかった場合

登庁後、速やかに「欠席承認申請書」を係に提出してください。

なお、災害等により、長期に渡って登庁できない状況が発生した場合には、指導官等の指示により、当該日を「自宅起案日」と同様の扱いとする場合もあります。その場合は、自宅にて各自修習のための研さんを行ってください。

6 その他

- (1) 係への連絡先は次のとおりです。

総務課庶務第二係 03-3581-2291（ダイヤルイン）

- (2) 各届出用紙は、係に備え付けてあります。